

夫の過労死認定における闘いのご報告とお礼

森 貴美

平成 25 年 4 月 25 日に、広島高等裁判所岡山支部にて、岡山地裁に続いて、夫の公務災害認定における勝訴判決をいただきました。そして、5 月 9 日、地方公務員災害補償基金（以下、地公災基金）の上告断念により、判決が確定いたしました。

ここに至るまでに、夫が亡くなり 9 年、公務災害申請から 8 年半、提訴より 4 年半以上の月日を費やしました。当たり前のことが当たり前として認められることの難しさと、労働者が働くことの保障を受けることがこれほどまでに厳しいものなのだと痛感しております。

公務災害を申請した当時は、これほどまでに厳しい道のりが続くとは思っておりませんでした。まだ幼かった子ども達（被災当時は、7 歳・5 歳・1 歳）を抱え、途方に暮れ、日々の生活に精一杯のなか、公務災害の認定を求めて行くことは並大抵の精神力と体力では、闘っていけないものだと痛感しました。しかしながら、私には、闘っていただけの環境を与えていただけました。私は、とても恵まれた状況にあったと感謝の思いでいっぱいでございます。多くの皆様方に支えられ、多くのご支援、ご協力をいただくことができたからこそ、今回の結果をいただくことができたのだと、改めて心より感謝申し上げます。

夫の公務災害を求めて提訴し、初回の裁判での口頭陳述で、裁判の目的を 2 点述べさせていただきました。1 点目は、命までかけて仕事に取り組んだ夫の姿を正當に評価していただき夫の名誉を守ること。2 点目は、人の命を評価しなければならない地公災基金の認定姿勢を問い直し、同じ過ちを繰り返さないように、そして犠牲となった事例から学び過労死の無い社会の取り組みに繋げる努力をして欲しいということでした。判決が確定し、1 点目の目的は達成できたように思います。しかしながら、2 点目については、私の思いだけが空しく響き、何ら地公災基金には響いていないという現実が残りました。本来、地公災基金は、被災者や遺族を救済する立場にありながら、現実とは全くと言って良いほど反対方向に舵を切る運営がなされていると思います。本来のあるべき姿を見失ってしまっているのです。夫の裁判においてもその傾向は著明に表れていました。今回の裁判の結果、自らの誤った判断により私たち家族は長い月日苦しみ続けました。この結果を地公災基金はどのように受け止めておられるのでしょうか。私たちが味わったこの月日にどのような責任をとってくださるのでしょうか。地公災基金からは、今だに何らコメント等もいただけておりませんが、是非とも問いただして行きたいと思っております。

そして、最悪の死亡事例まで出してしまった高梁市としてもこの結果をどう受け止め、今後の労務管理にどの様に活かしていこうと思われているのか、この事をしっかりと最後まで確認しなければ、長年にわたり裁判まで行った意味が失われてしまうと思っております。

皆様のお蔭で、夫と私たち遺族は救われました。しかし、私の中ではここで終わりでは無く、まだやり遂げなければならないことが残っております。夫から与えられた私の歩むべき道と考え、悔いが残らない様に頑張っていきたいと思っております。

9 年前の暑い夏、夫は職場にて倒れ、そのまま意識を取り戻すことなく他界いたしました。私の中では、その時から、どこか心の一部の時計の針が止まってしまっているように感じています。裁判を闘い抜くことが心の中心となり、今まで歩いて来ました。気が付けば、私は夫が亡くなった年齢を乗り越え、夫が歩めなかった月日を歩み、幼かった子ども達も、高校 2 年、中学 3 年、小学 5 年と大きくなりました。公務災害認定を機会に、止まってしまっている心の時計の針を少しずつ、今の時間へと巻き戻して行かなければならないと思っております。新緑の美しいこの季節に、私たち家族もこれからの人生に向かって力強く歩んで行きたいと思っております。長年に亘りご支援いただきました皆様方に心からのお礼を申し上げ、そして、これからも力強く生きていくことをお誓いし、ご報告とお礼の言葉とさせていただきます。本当にお世話になりありがとうございました。そして、これからもよろしく願い申し上げます。